

平成 25 年 2 月 4 日開会

第 2 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
2月 4日(月)	
議長開会の挨拶	4
会議録署名者の指名について	4
町長提案理由の説明	4
議案審議	5
副議長選挙について	7
各委員会の変更について	8
閉会の挨拶	8

平成 25 年 2 月 4 日 美波町議会第 2 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	礒野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	今津 秀貴	消防防災課長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
地域振興室長	小坂 進	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教 育 次 長	海司 広幸
社会教育課長	鶴木 敏夫	学校教育課長	武田 和幸

1.会議事件は次のとおりである。

議案第2号 民事調停の成立に伴う損害賠償の額の決定について

議案第3号 平成24年度美波町病院事業補正予算(第4号)

追加日程第1 委員会の委員の変更について

平成 25 年 2 月 4 日（月）

（時に 10 時 04 分）

議

長 おはようございます。本日平成 25 年第 2 回美波町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位に何かとご多忙の折り、ご出席くださいますとありがとうございます。ただ今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 2 回美波町議会臨時議会を開会いたします。

会議に先立ちまして報告を行います。山本議員より平成 25 年 1 月 28 日付けで提出された議員辞職願いは平成 25 年 2 月 1 日に許可いたしましたので報告いたします。北河内北分の関係者からの要望書が出されておりました北河内谷川の件につきましては、総務産業建設常任委員会で早急に河川管理者の状況等の確認調査を行うことといたしました。

では本日の会議を開きます。なお会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定により、議長において指名いたします。3 番影山議員・4 番川尻議員兩名を指名いたします。

日程第 2 会議決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の開会は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 町長提案理由説明を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は一覧表にありますとおり、議案第 2 号・3 号の 2 件であります。町長に提案理由の説明を求めます。町長

町

長 おはようございます。今年の冬は大変厳しい寒さが続いておりましたが、その寒さも少し緩んできた本日、平成 25 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、ご出席を賜りましてご審議いただきますこと、大変ありがたく存じているところであります。さて、臨時議会で提案し、ご審議を賜ります議案は、民事調停事件にかかる議案及

び病院事業会計の補正予算議案の 2 件でございます。まず議案第 2 号 民事調停の成立に伴う損害賠償の額の決定についてであります。去る 1 月 21 日及び本日の全員協議会におきまして、ご報告させていただいております。平成 23 年 3 月 8 日に美波町国民健康保険日和佐病院において、大腸内視鏡検査中に発生した医療事故の損害賠償請求について申立人からその額の確定及び支払を求めて、平成 25 年 1 月 7 日に牟岐簡易裁判所に美波町を相手方として、調定の申し立てがなされました。平成 25 年 1 月 29 日に牟岐簡易裁判所において第 1 回目の調定が開かれ、調停委員を介した話し合いの結果、申立人との間で損害賠償金について合意ができる見込みとなりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次に議案第 3 号平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算第 4 号は、議案第 2 号で提案をさせていただいております損害賠償金にかかる補正予算でございます。補正の内容は収益的収入に 431 千円、収益的支出に 1,082 千円それぞれ追加するものでございます。なお議案の詳細については病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 4 議案第 2 号 民事調停の成立に伴う損害賠償の額の決定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長

(議案第 2 号の説明をする)

議 長

説明が終わりました。

質疑を行います、質疑ありませんか。

北山議員

7 番 議 員

今回の医療事故に対する町の対応について、1 月 21 日の全員協議会の日和佐病院医療事故報告書より、平成 23 年 3 月 8 日の事故発生から今日まで、2 年越しの対応とは遅すぎると思います。内容においても、町の一方的な理由であり誠意のない言訳としか感じられません。特に美波町医療体制整備方針の策定・住民説明会の開催・パブリックコメントの実施・パブリックコメントの集計・結果報告等々、町の一方的な理由によりほぼ 8 ヶ月間何の対応もしなかったということは言語道断で、反省しているのかということ疑問に思います。今後は今回の対応について検証・反省し、誠意を持って迅速に人間味のある対応を

議

長 することを提言しておきます。以上です。
他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います、討論ございませんか。
「討論なし」と認めます。
議案第 2 号 民事調停の成立に伴う損害賠償の額の決定につ
いてを採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま
す。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立全員」です。

よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号 平成 24 年度美波町病院事業補正予算
第 4 号についてを議題といたします。当局の説明を求めます。
小休します。

(時に 10 時 15 分)

(休憩中)

(時に 10 時 20 分)

議

長

再開します。
当局の説明を求めます。
病院事務長

日和佐病院事務長

議

長

(議案第 3 号の説明をする)

説明が終わりました。

質疑を行います、質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 3 号 平成 24 年度美波町病院事業補正事業予算第 4
号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま
す。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立全員」です。

よって議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議事の都合で小休いたします。

(時に 10時30分)

(休憩中)

(時に 10時45分)

議

長 再開します。

日程第6 副議長の選挙を行います。選挙は投票で行うことに意義ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第31号第2項の規定によって、立会人2番江本議員、3番影山議員を指名します。投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

「以上なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。2番議員から順番に投票を願います。

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。江本議員・影山議員、開票の立会をお願いします。

選挙の結果を報告します。投票数12票、有効投票11票、無効投票1票です。有効投票のうち

寺下議員 7票

江本議員 1票

新開議員 1票

北山議員 1票

永本議員 1票

次のとおりです。この選挙の法定投票数は3票です。したがって、寺下議員が当選されました。

ただ今副議長に当選にされました議員が議場におられますので、会議規則32条第2項の規定により、通告をいたします。

議事の都合により、小休いたします。

(時に 11時00分)

(休憩中)

(時に 11時30分)

議

長 再開します。

お諮りします。

各委員会の委員の変更の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

各委員会の委員の変更の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 各委員会の委員の変更の件を議題といたします。

委員会の委員の変更を行います。

お諮りします。

各委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

「異議なし」と認めます。

よって、各委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

お諮りします。

以上で本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成25年第2回美波町議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

(時に 11時31分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 25 年 2 月 5 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

影山 美雄

議会議員

川原 竹蔵